

2021年2月11日
三重県柔道協会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染症拡大予防ガイドライン」及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する通知等に基づき三重県柔道協会が感染症拡大防止対策として示すものです。

本ガイドラインを踏まえた感染症拡大防止対策を十分検討し、参加者や関係者に周知・徹底した上で大会等及び練習を実施してください。

なお、国、県、施設管理者等が定める基準や指針がある場合、そちらを優先してください。

2 実施の条件（大会等、練習）

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含めた実施計画であること。
- (2) 三重県柔道協会が示した柔道練習再開の指針に基づいて実施すること。
- (3) 施設等の利用にあたっては、所管する団体の利用規定を遵守すること。

3 実施の方法（大会等、練習）

(1) 計画立案時の対策

- ① 会場等を決定する際、道場、控え室、更衣室、トイレ、受付場所等の広さと換気設備を確認し参加者の上限を決める。その際施設側の規則等も確認すること。
- ② 体調不良者を一時的に隔離するため専用の部屋を用意すること。
- ③ 受付、休憩、道場等の移動について動線やトイレ等の混雑回避や消毒（手指、施設）に必要な時間を考慮し、余裕を持ったスケジュールを設定すること。
- ④ 身体接触を伴う場合は、終了後すぐ帰宅しシャワー等で洗い流せるように1日のスケジュールに配慮し、施設の共用シャワーは使用しないこと。
- ⑤ 感染拡大防止の為の実施方法（競技方法、練習方法、日程、組み合わせ、試合順、会場等）を工夫すること。
- ⑥ 参加者は、原則として関係者のみとし無観客とする。ただし、新型コロナウイルス感染症防止対策が十分に取られている場合は、規模に照らし合わせ必要最小限の人数とすること。
- ⑦ 参加人数については、参加申し込み開始時の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」を基準とする。なお、開催時まで「三重県指針」が改訂された場合は、条件を満たすように変更する。

(2) 開閉会式等について

役員、選手、関係者等が集まった開閉会式等は原則行わない。ただし新型コロナウイルス感染症防止対策が十分に取られている場合、少人数、短時間での実施は認める。

(3) 道場（試合場、練習場）について

- ① 定期的に窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- ② 除菌足ふきマットを設置し畳に上がる前に必ず踏むこと。
- ③ 畳の消毒は指針に沿って定期的に行うこと。
- ④ 道場、試合会場等に入場する人数を制限すること。
- ⑤ 複数の参加者が触れると考えられる場所はこまめに消毒を行うこと。

(4) 参加者への対応について

- ① 参加者（役員、選手、指導者等）は所属する所属長の許可を得て参加すること。
- ② 参加者は全員健康管理チェック表（2週間前から記入）を提出すること。
- ③ 健康管理チェック表のすべての項目を満たさない場合は、提出時に状況を確認する。その際に以下の項目に該当する場合は参加を認めない。

ア 体調がよくない場合。（例：発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合）

イ 参加者及びその同居家族が、参加2週間以内に濃厚接触者や接触者としてPCR検査を受けている場合。ただし、PCR検査を受けた者が陰性と判断され保健所等から参加者に自宅待機の指示がない場合は参加を認める。

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

エ その他、参加が適当でないと判断される場合。

④ 会場等での感染拡大防止のための遵守事項

ア 感染防止のために決定した措置を遵守すること。

イ 消毒用アルコールを入り口、トイレ等に設置すること。

ウ 非接触式体温計を準備しておくこと。

エ 運動時以外は、他人との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。

オ 参加者は全員マスクを着用し、選手等は運動時以外必ず着用すること。

カ こまめな手洗い、手指消毒をすること。

キ 会場で大きな声で会話、応援をしないこと。

ク ゴミは各自で持ち帰ること。

ケ 参加者は大会等、練習中に発熱などの症状が出た場合、実施関係者に申し出ること。

4 感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

- (1) 感染が疑われる症状が発生した場合に備えて、あらかじめ所轄の保健所や医療機

関との連絡体制を整えておくこと。

- (2) 健康管理チェック表の記録中に発熱等の症状が現れた者は自宅待機し、保健所や医療機関に相談させること。
- (3) 大会等で受付時の健康管理チェック表や検温での異常、または感染が疑われる症状が発生した場合は、当該者を帰宅させ保健所や医療機関に相談するよう指示し、別室で待機させ医療機関に連絡するなどの措置をとること。
- (4) 体調不良者が複数発生するなどの状況においては主催者責任で中止、延期の判断を行うこと。
- (5) 上記(2)～(4)について必要な対応を行った後、状況を三重県柔道協会に速やかに報告すること。
- (6) 大会等終了後2週間以内に感染者が発生した場合は、関係者へ速やかに報告し情報共有を図るとともに三重県柔道協会、高体連、中体連等に報告すること。

※ 報告いただきたい項目

チーム名、所属名、責任者、感染した人の年齢、練習段階、練習参加人数、行ってきた感染対策（健康管理チェック表、換気、畳の消毒、トイレ等共用部分の手が触れる部分の消毒、その他）連絡先（電話、メール、FAX）など。

5 その他

- (1) 緊急時には主催事務局及び医療機関と連携をとり対処すること。
- (2) 参加者に対し、スマートフォンを活用した「安心みえるLINE」「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いすること。

本ガイドラインは令和3年2月11日より制定して実施する。